

平成22年7月1日

関係各位

清水港長



代理人によるけい留施設使用届の提出について

平素から、港長業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、清水港等特定港においては、けい留施設の管理者は、港則法第5条第5項の規定により、あらかじめ港長に「けい留施設使用届」を届け出ることとされ、届出者について厳格に対応してきたところですが、今般、諸事情を検討した結果、けい留施設管理者からの的確な委任に基づき行われる届出にあっては、これを認めることとしました。

つきましては、代理人による届出を希望するけい留施設の管理者は、別添書式により、港長あて委任の内容を通知のうえ、けい留施設使用届の届出をお願いします。

なお、代理人による届出を行う場合であっても、けい留施設の管理、運用及び届出にかかる法的責務は、当該けい留施設管理者が負うものであることは従来と変わりませんので、留意願います。

【参考】

港則法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設の船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

* 1 届出対象船舶：総トン数500トン以上の船舶（関門港若松区を除く）

* 2 届出事項

ア けい留の用に供するけい留施設の名称

イ けい留の用に供する時期又は期間

ウ けい留する船舶の国籍、船種、用途、船名、総トン数、長さ及び最大喫水

エ けい留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

別添

〇〇年〇〇月〇〇日

清水港長 殿

〇〇株式会社（職名）

〇〇〇〇 印

けい留施設使用届の事務の委任について

港則法第5条第5項に基づく届出の事務を下記のとおり委任しますので届出ます。

なお、当該けい留施設の管理、運用の責務は当社にありますので、代理人からの届出事項に疑義がある場合には、当社あてご連絡願います。

記

- 1 けい留施設の概要（名称、公称能力、最大船型、水深など）
- 2 届出を委任する代理人の名称
- 3 当社窓口（担当者名および連絡先）
- 4 その他参考事項